

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の  
休日は、  
翌日と  
する)

目次  
◇告 示 定例県議会の招集  
公有水面埋立の免許

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十九号

昭和四十年六月三日定例県議会議を鳥取市に招集する。

昭和四十年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第二百九十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和四十年五月二十日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

八頭郡家町長 岸本 政嘉

二 埋立の場所及び面積

八頭郡家町大字土師百井字坂口二三五番地先

二二八・三六平方メートル

三 埋立の目的

道路敷地造成

四 埋立工事の期間

昭和四十年五月二十五日から

昭和四十年六月三十日まで